

「流水の正常な機能の維持」対策案に対する 意見募集結果について

平成28年 3月16日

国土交通省 九州地方整備局

意見募集及び意見募集結果の概要について

筑後川水系ダム群連携事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階で意見募集（パブリックコメント）を行っている。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- 1) これまでに提示した複数の対策案以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見

(2) 募集期間

平成27年10月27日～平成27年11月25日（30日間）

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函のいずれかの方法

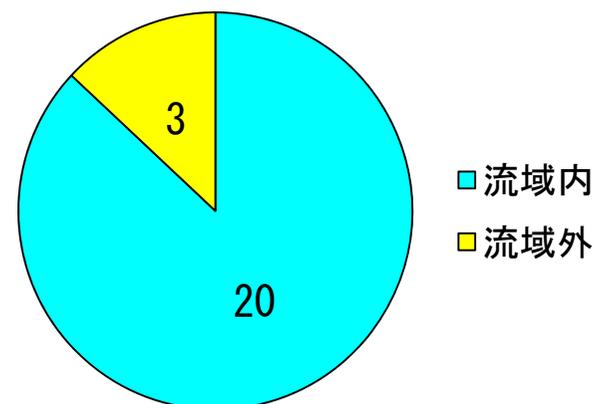
2. 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者

23（個人20、団体3）

(2) 意見概要

- 1) 提示した対策案以外の具体的対策案の立案
 - ・具体的な対策案のご提案があった。
- 2) 複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
 - ・各対策案の評価等についてご意見があった。



パブリックコメントに寄せられた ご意見及び検討主体の考え方

以下の資料は、パブリックコメントに寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見等について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。このため、ご意見を提出して頂いた方が指定（記入）した項目と、検討主体の考え方を示した項目が一致していない場合があります。

パブリックコメントで寄せられた全てのご意見については、参考資料－３を参照下さい。

寄せられたご意見と検討主体の考え方（1 / 5）

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
1) 提示した複数の対策案以外の具体的対策案の提案		
1	<p>【新たな具体的な対策案の提案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域や福岡都市圏の下水処理水を補給地点やダムに貯留する案。 ・都市部の浸水対策のための地下貯留施設と併せて、筑後平野での未耕作地をため池にし、クリークからの取水、筑後川水系と水系以外のダムも含めたダム容量の振替を行うことにより、必要量を賄う対策案。 ・ため池が土地宅地化等により無くなってきており、住宅地の雨水対策や組合による管理不備、水使用地分散による運営のしやすさなどの理由から、買い上げ再開発を行うべき。 ・上流の発電容量・運営権の買い上げを行う。 ・松原ダム・下笠ダム・夜明ダムの3つのダムを対象に発電容量の一部を買い上げて正常流量のための容量とすることにより、瀬ノ下地点の流量40m³/sを確保する案。 ・土地の買い上げがなく、生物移動による地域外来種の問題を防げることから、今ある放水路や河床の掘下げ改良による貯水（河道内貯留施設）が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、ダム群連携事業において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、現計画と複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 ・「筑後川水系ダム群連携事業の地方公共団体からなる検討の場（第2回）」にて提示した複数の対策案（11案）について、概略評価として、代表的な方策別にグループ化の上、各グループ内において、コスト的に最も有利な案を抽出しています。 ・以上の考え方で検討を行っていますが、ご提案のありました流域や福岡都市圏の下水処理水を補給地点やダムに貯留する案について、下水処理水を補給地点に直接補給する案(12)「下水処理水直接導水+ダム再開発（大山ダムかさ上げ）」と下水処理水を既存ダムに貯留する案(13)「下水処理水既存ダム貯留」として立案します。 ・ご提案のありました都市部の浸水対策のための地下貯留施設は、洪水に備えて容量を確保するものであり、利水と兼用することはできません。よって河道外に新たな貯留施設を設置する対策案(1)として河道外貯留施設を立案しております。 ・ご提案のありました未耕作地をため池にする案、ため池の買い上げ再開発を行う案は、対策案(3)のため池案として立案しております。尚、既存のため池の買い上げや再開発については、既存の機能に影響する恐れがあるため、ため池を新設することとしております。 ・ご提案のありましたダム容量の振替については、関係河川使用者等への意見聴取及び水利権許可状況から、水系内及び隣接する他水系のダムにおいて振替可能なダム使用权等が存在しないことを確認しております。水系外から導水する案は、対策案(9)の水系間導水+ダム再開発（松原ダム・大山ダムかさ上げ）として立案しております。 ・ご提案のありました発電容量を買い上げて容量とする案は、対策案(8)の他用途ダム容量の買い上げ案として立案しております。 ・ご提案のありました放水路については、放水路の本来の機能である洪水流量を下流に安全に流すための施設であることから活用できないものと考えております。 ・ご提案のありました河床の掘下げについては、貯留が可能な筑後大堰の貯水池（河道）掘削を対策案(10)のダム再開発（既設ダムの貯水池掘削）+ダム再開発（松原ダム・大山ダムかさ上げ）として立案しております。

寄せられたご意見と検討主体の考え方（2 / 5）

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
1) 提示した複数の対策案以外の具体的対策案の提案（続き）		
2	<p>【対策案の評価について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの代替え対策案を提示されており、これ以外に提案できるものはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の筑後川水系ダム群連携事業の検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 対策案の立案にあたっては、筑後川流域の特性を踏まえ、できる限り幅広く検討を行っています。 引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できるだけ速やかに対応方針（案）を取りまとめたいと考えています。
2) 複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対する意見		
3	<p>【対策案の評価について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水淡水化による補給は、求める水質によってコストが変化する。 ダムのかさ上げや湖底掘削は、既存の利水者に対し、工事期間中に多大な影響を与える可能性があり、費用だけの問題ではないと思う。 対策案は、現計画に対し、実現性で疑問なものもある。 概略評価の基準となる資料が少ないのではないかと。 ダム再開発案は良い対策だと思う。瀬の下40m³/s（通年）を考えるならば、ダム直下から、有明海までの水系通した、生物多様性、日田地区における、水量、水質の問題、魚道・舟通の水量を保つことも考えるべき。 小石原川ダムは、有明海付近に住むものには必要なダムと考えます。 建設中の小石原川ダムは現計画のダム群連携事業を前提としたもので、小石原川ダムの検証時に検証済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、ダム群連携事業において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、現計画と複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 「筑後川水系ダム群連携事業の地方公共団体からなる検討の場（第2回）」にて提示した複数の対策案（11案）について、概略評価として、代表的な方策別にグループ化の上、各グループ内において、コスト的に最も有利な案を抽出しています。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の（1）～（6）で示すような評価軸で評価する。1）目標（略）2）コスト（略）3）実現性（略）4）持続性（略）5）地域社会への影響（略）6）環境への影響（略）」と規定されております。これに基づき抽出された対策案について評価を行うこととしています。 概略評価の基準となる各対策案の概要や考え方等は、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回）」の資料で示しており、資料については検討主体である九州地方整備局のホームページに掲載しております。

寄せられたご意見と検討主体の考え方（3 / 5）

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対する意見（続き）		
4	<p>【対策案の目標について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標流量である瀬ノ下地点40m³/sの根拠が不明であり、目標流量の科学的な見直しも含めて適正な値に是正することが必要。 ・ 現計画の利水計算を試みたが、取水制限流量の根拠や記載もなく、最大導水量2m³/sの根拠も不明、既得水利権とその水量も分からず、一体どのような利水計算になっているのか不明で、利水計算の試算が不可能である。 ・ 40m³/sはわかりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のありました対策案の目標等に対する意見については、検討の場において分かりやすい資料で説明していきたいと考えています。 ・ 取水制限流量は、瀬ノ下地点40m³/sです。既得水利権とその水量については、筑後川水系河川整備基本方針（平成15年10月策定）、筑後川水系河川整備計画（平成18年7月策定）に記載しており、これら関連する資料については既に筑後川河川事務所のホームページに掲載しております。なお、本事業による最大導水量2m³/sは、瀬ノ下地点40m³/sを確保するために必要な量です。
3) その他の意見		
5	<p>【事業の必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダム群連携事業は、流域住民にメリットを与える重要な事業である。 ・ 農業用水の安定確保のため、ダム群連携事業の早期着工、一刻も早いダム群連携事業の推進を強く要望する。 ・ 筑後川水系が抱える不特定用水の不足を解消するためには、ダム群連携事業による対応が必要。 ・ 総合的な立案、利用が遅れ、個別での対応がとられ今日の状況を生んでおり、利用権者の既得権を含め、零からの計画は出来ないのだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の筑後川水系ダム群連携事業の検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・ 引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できるだけ速やかに対応方針（案）を取りまとめたいと考えています。 ・ 筑後川水系については、これまで、水利用の状況や社会情勢を反映して、河川整備計画や水資源開発基本計画に基づき各施設整備等を行ってきたところです。一方、今回のダム検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、現計画と複数の対策案を立案・評価することとしております。

寄せられたご意見と検討主体の考え方（4 / 5）

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3) その他の意見（続き）		
6	<p>【事業計画について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム群の不特定の水が利水専用ダムである江川ダムに貯留されることは現行の法律で本当に問題ないのか、利水安全度が高くなることで利水者へのメリットが発生するが利水者はバックアロケを支払う意思があるのか、管理運用上の実現性は本当にあるのかなどこれらが明確でない限り、事業として成り立たないのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 筑後川水系ダム群連携事業は、流水の正常な機能の維持を図ることを目的とした事業であり、江川ダム、寺内ダム、小石原川ダムの3ダムの空き容量を活用し、流水の正常な機能の維持のための用水を確保する事業です。 筑後川水系ダム群連携事業では、各ダムの利水計画に影響を及ぼさないように計画しており、各ダムの利水計画の利水安全度を変更するものではありません。
7	<p>【事業費・工期の点検について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現計画は事業費、特に導水路、管理設備、維持管理費を意図的に安くしているとしか思えない。事業費点検では物価上昇分しか考えていない。我々の試算では現計画の1.5~2倍くらいになる。 現計画は環境影響評価の対象事業になると思うが、法手続きを加味すると工期がこんなに短いわけがない。しかも、環境への負荷が大きすぎる。したがってこの事業はずべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 筑後川水系ダム群連携事業の事業費及び工期は、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」にて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、適切に算定しておりますが、その後の物価変動等を考慮し、再点検を実施し、今回お示しします。 筑後川水系ダム群連携事業は、環境影響評価法の対象施設ではありません。
8	<p>【環境への影響について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現計画は筑後川本川の汚い水が清流である佐田川上流域に導水されることで上流域の水質悪化が進み、寺内ダムに汚い水が貯留され、筑後川中流域では導水されることで河川環境が破壊されるなど、現計画（筑後川水系ダム群連携）は環境面の視点で最も劣り、直ちに棄却させるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 筑後川本川と佐田川上流の水質については、河川の水質基準を概ね満足しております。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の（1）～（6）で示すような評価軸で評価する。1）目標（略）2）コスト（略）3）実現性（略）4）持続性（略）5）地域社会への影響（略）6）環境への影響（略）」と規定されております。これに基づき抽出された対策案について評価を行うこととしています。 ご指摘のありました河川環境に対する影響については、対策案の評価として6）環境への影響において「水環境に対してどのような影響があるか」、「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」などについて評価を行って参ります。

寄せられたご意見と検討主体の考え方（5 / 5）

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3) その他の意見（続き）		
9	<p>【地域社会への影響について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 送水管を地下に埋設して建設するようであるが、松末地区は、真砂土であり平成24年北部九州豪雨により大きな災害を受けた状況下に送水管の埋設工事等が行われると平成24年災害以上の被害に見舞われる心配や地域住民の井戸水や田等の水、赤谷川下流の上水道の水の枯渇の心配もあり、ダム群連携事業は、朝倉市にとって恩恵もなく危険のみであり多額の国費を使うことは無駄である。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の（1）～（6）で示すような評価軸で評価する。1）目標（略）2）コスト（略）3）実現性（略）4）持続性（略）5）地域社会への影響（略）6）環境への影響（略）」と規定されております。これに基づき抽出された対策案について評価を行うこととしています。 ご指摘のありました周辺地域への影響や地下水に対する影響については、対策案の評価として5）地域社会への影響において「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」、6）環境への影響において「地下水、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」について評価を行って参ります。
10	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 筑後川中流域渇水対策のために、取水口に再度放流できるような逆流施設の建設を希望する。 矢部川、佐賀の川、農業用水、完成ダム、遠賀川より水等と人口減による水量の減水を考えるべき。 事業推進に当たっては、関係機関はもとより、地域住民の理解を求め、納得了解のもと実施を行って欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 皆様から頂いた貴重なご意見は今後の河川整備にあたっての参考とさせていただきます。